

15-1：海拔情報表示付き電柱広告に関する覚書（関電サービス株式会社）

加古川市（以下「甲」という。）と関電サービス株式会社（以下「乙」という。）は、海拔情報表示付き電柱広告（以下「公共電柱広告」という。）の掲出にかかる必要事項について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、加古川市内における公共電柱広告の掲出により、市民に対する平時からの防災意識を啓発するとともに、災害発生時の情報提供に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号のとおりとする。

- (1) 公共電柱広告　　乙の実施している広告事業において電柱へ設置する看板（巻き付け）に民間企業などの広告と併せて海拔表示を掲載するものをいう。
- (2) 広告主　　本覚書の趣旨に賛同する企業等をいう。
- (3) 電柱　　関西電力株式会社および西日本電信電話株式会社が所有する電柱をいう。

（甲の義務）

第3条 甲は、公共電柱広告を掲出する電柱位置の海拔情報を乙に提供する。

（乙の義務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) この覚書の趣旨に適う広告主を募り、公共電柱広告の掲出に必要な一切の手続きを行う。
- (2) 掲出された公共電柱広告の維持管理および住民からの申し出等に対して対応を行う。
- (3) 公共電柱広告を新たに設置または撤去したときは、すみやかに甲に報告を行う。
- (4) 公共電柱広告の掲出状況について甲から求めがあった場合、報告を行う。
- (5) 公共電柱広告の掲出については、法令などを遵守し公序良俗に反しないものとする。

（経費等）

第5条 公共電柱広告の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙および広告主が負担し、甲はその一切を負担しない。

（掲載対象地域）

第6条 公共電柱広告を掲出する地域は、甲の区域内とする。

（表示方法）

第7条 公共電柱広告の海拔表示は、覚書第3条に基づき甲から提供されたものとし、その意匠等については甲乙協議のうえ決定する。

(海拔を表示した看板の取扱い)

第8条 公共電柱広告を掲出しようとする電柱に、海拔を表示した甲の看板を既に設置しているときは、乙は広告主の電柱広告のみを掲出し、海拔表示は表示しない。

(協議)

第9条 この覚書実施に関し必要となる事項および協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。

(有効期限)

第10条 この覚書は、覚書締結の日からその効力を有し、甲または乙が文書をもって覚書終了の通知をしない限り、その効力は持続する。

甲と乙は、本覚書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成26年5月27日

甲 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地

加古川市長 樽 本 庄 一

乙 大阪府大阪市北区西天満5丁目14番10号

関電サービス株式会社

代表取締役社長 寺 本 嵩